

UPR第2回日本政府審査・勧告に対する我が国対応（仮訳）

日本は、2012年10月31日に実施されたUPR審査で出された174の勧告について真剣に検討し、次のように回答いたします。日本が既に取り組んでいる勧告も含め、フォローアップすることに同意した勧告について、引き続きフォローアップしていきます。

147.1 部分的にフォローアップすることに同意する。

a. 日本は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）第二議定書を除く、勧告で述べられた人権条約を締結することを検討する。

b. 自由権規約第二議定書に関する日本の立場はUPR作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである（パラ15を参照）。

留保に関する日本の立場は以下のとおり。

c. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）第7条（d）に対する留保に関し、国民の祝日に賃金を支払うという社会的合意が無いことなどから、国民の祝日について報酬を支払うか否かは、政府としては、労使間の合意にゆだねることが適当と考えている。

d. 社会権規約第8条はいわゆる労働基本権について規定したものであり、1（d）においては同盟罷業をする権利を定めている。一方、第8条第2項において合法的な制限を課することを妨げるものではないとされているところ、当該制限を課する「公務員」の範囲に関し、同条と我が国の関係法令の定めるところが必ずしも合致しないこと等の我が国の現状にかんがみ、1（d）の規定に拘束されない権利を留保している。ただし、同規約の批准の時に我が国の国内法令により同盟罷業をする権利が与えられている部門についてはこの限りではない。

e. あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（以下「人種差別撤廃条約」という。）第4条（a）（b）に対する留保に関し、右留保を撤回し、正当な言論までも不当に萎縮させる危険を冒してまで人種差別思想の流布等に対し処罰立法措置をとることを検討しなければならないほど、現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の煽動が行われている状況にあるとは考えていない。

f. 児童の権利条約に関する第37条（c）に対する留保に関し、我が国の少年法においては20歳未満の者を「少年」として取り扱うこととし、自由を奪われた者についても、基本的に20歳未満の者（いわゆる「少年」）と20歳以上の者（成人）を分離することとされている。これはこの条約が18歳未満の者を「児童」として手厚い保護を加えることとしているのをさらに一歩進めて、20歳未満の者までも広く保護の対象とする制度であると考えられ、「児童」という若年者をそれ以外の年長者から分離することにより有害な影響から保護するという条約第37条（c）の規定の趣旨及び目的とも合致するものであると

考える。

147.2 部分的にフォローアップすることに同意する。

147.1 a. 及び b. を参照。

147.3 部分的にフォローアップすることに同意する。

147.1 a. 及び b. を参照。

147.4 フォローアップすることに同意する。

147.1 a. を参照。

147.5 フォローアップすることに同意する。

147.6 受け入れない。

147.1 b. を参照。

147.7 受け入れない。

我が国の立場はUPR作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである（パラ15及びパラ67）。

147.8 部分的にフォローアップすることに同意する。

147.1 a. 及び b. を参照。

147.9 フォローアップすることに同意する。

147.10 フォローアップすることに同意する。

147.1 a. を参照。

147.11 フォローアップすることに同意する。

147.1 a. を参照。

147.12 フォローアップすることに同意する。

147.13 フォローアップすることに同意する。

147.1 a. を参照。

147. 14

147. 1 f. を参照。

147. 15 フォローアップすることに同意する。

147. 16 フォローアップすることに同意する。

147. 1 a. を参照。

147. 17 フォローアップすることに同意する。

147. 1 a. を参照。

147. 18 フォローアップすることに同意する。

147. 1 a. を参照。

147. 19 フォローアップすることに同意する。

147. 20 フォローアップすることに同意する。

147. 1 a. 及び b. を参照。

147. 21 フォローアップすることに同意する。

147. 22 フォローアップすることに同意する。

147. 1 a. を参照。

147. 23 フォローアップすることに同意する。

147. 24 フォローアップすることに同意する。

147. 25 フォローアップすることに同意する。

147. 26 フォローアップすることに同意する。

147. 27 フォローアップすることに同意する。

147. 28 フォローアップすることに同意する。

147.29

日本政府は、可能な限り早期のハーグ条約の締結を目指し、所要の準備を進めているところである。

147.30 フォローアップすることに同意する。

147.31 フォローアップすることに同意する。

147.32 フォローアップすることに同意する。

我が国は、社会権規約を締結しており、同規約で規定されている権利は、現行国内法制によって既に保障されている。

147.33 フォローアップすることに同意する。

憲法第98条第2項は、「日本国が締結した条約及び確立した国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定しており、我が国政府は当然の事ながら条約上の義務の遵守を前提に国内法を制定し政策を実施している。

147.34 フォローアップすることに同意する。

147.35 部分的にフォローアップすることに同意する。

a. 我が国の場合、憲法第14条第1項が人種による差別の禁止も含む法の下での平等を規定している。

b. 人種差別撤廃条約第2条1で「すべての適当な方法により」と規定されていることから明らかなように、立法措置は、状況により必要とされ、かつ立法することが適当と締約国が判断した場合に講じることが求められていると解される。我が国の現状が、既存の法制度では差別行為を効果的に抑制することができず、かつ、立法以外の措置によってもそれを行うことができないほど明白な人種差別行為が行われている状況にあるとは認識しておらず、人種差別禁止法等の立法措置が必要であるとは考えていない。

147.36 フォローアップすることに同意する。

147.33 を参照。

147.37 部分的にフォローアップすることに同意する。

147.35 を参照。

147.38 フォローアップすることに同意する。

147.39 フォローアップすることに同意する。

147.33 を参照。

147.40

我が国の立場は、UPR作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである（パラ24）。

147.41 フォローアップすることに同意する。

147.42 フォローアップすることに同意する。

147.43 フォローアップすることに同意する。

147.44

a. 我が国の立場はUPR作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである（パラ31）。

b. 被疑者と弁護人との接見については、秘密交通権が保障されており、また、被疑者国選弁護制度の対象事件が死刑、無期又は長期3年を超える懲役又は禁錮に当たる事件へと拡大され、従来以上にその保障が担保されている。

147.45 フォローアップすることに同意する。

我が国は、2007年に「国際刑事裁判所に関する協力等に関する法律」を制定しており、既に右立法を通じて国際刑事裁判所ローマ規定のすべての義務を国内法によって担保済みである。

147.46 フォローアップすることに同意する。

我が国の立場はUPR作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである（パラ143）。

147.47 フォローアップすることに同意する。

147.48 フォローアップすることに同意する。

147.49 フォローアップすることに同意する。

147.50 フォローアップすることに同意する。

147.51 フォローアップすることに同意する。

147.52

人権委員会を設置するための法律案及び人権擁護委員法の一部を改正する法律案は、2012年11月16日、衆議院の解散により廃案となった。今後、進展があった場合には、人権理事会に最新情報を提供する。

147.53 フォローアップすることに同意する。

147.54 フォローアップすることに同意する。

147.55 フォローアップすることに同意する。

147.56 フォローアップすることに同意する。

147.57 フォローアップすることに同意する。

147.58 フォローアップすることに同意する。

147.59 フォローアップすることに同意する。

147.60 フォローアップすることに同意する。

147.61 フォローアップすることに同意する。

147.62 フォローアップすることに同意する。

147.63 フォローアップすることに同意する。

147.64 フォローアップすることに同意する。

147.65 フォローアップすることに同意する。

147.66 フォローアップすることに同意する。

- 147.67 フォローアップすることに同意する。
- 147.68 フォローアップすることに同意する。
- 147.69 フォローアップすることに同意する。
- 147.70 フォローアップすることに同意する。
- 147.71 フォローアップすることに同意する。
- 147.72 フォローアップすることに同意する。
- 147.73 フォローアップすることに同意する。
- 147.74 フォローアップすることに同意する。
- 147.75 フォローアップすることに同意する。
- 147.76 フォローアップすることに同意する。
- 147.77 フォローアップすることに同意する。
- 147.78 フォローアップすることに同意する。
- 147.79 フォローアップすることに同意する。
- 147.80 フォローアップすることに同意する。
- 147.81 フォローアップすることに同意する。
- 147.82 フォローアップすることに同意する。
- 147.83 フォローアップすることに同意する。
- 147.84 フォローアップすることに同意する。

147.85

147.40 を参照。

147.86 フォローアップすることに同意する。

我が国は障害者権利条約を未だ締結していないが、締結後はその効果的な履行を継続する。

147.87 フォローアップすることに同意する。

147.88 フォローアップすることに同意する。

147.89 フォローアップすることに同意する。

147.90

a. 147.40 を参照。

b. 2004年、性同一性障害者が受ける社会的な不利益を軽減させることを目的として、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律が施行された。

147.91

我が国の立場はUPR作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである（パラ137）。

147.92 フォローアップすることに同意する。

147.93 受け入れない。

死刑制度については、国民の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、特別に議論する場所を設けることは現在のところ考えていない。

147.94 受け入れない。

147.7 を参照。

147.95 受け入れない。

我が国の立場はUPR作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである（パラ67及び68）。

147.96

我が国の法制上、罪を犯したとき18歳に満たない者に対して「死刑」を科すことはできないこととなっており、また、罪を犯したとき心神喪失又は心神耗弱であった者に対して死刑を科すことはできないこととなっている。

147.97 受け入れない。

147.1 b. を参照。

147.98 受け入れない。

我が国の立場はUPR作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである（パラ67）。

147.99 受け入れない。

147.93 を参照。

147.100 受け入れない。

147.98 を参照。

147.101 受け入れない。

147.98 を参照。

147.102 受け入れない。

147.93 を参照。

147.103 受け入れない。

147.93 を参照。

147.104 受け入れない。

147.98 を参照。

147.105 受け入れない。

147.7 を参照。

147.106 受け入れない。

147.98 を参照。

147.107 受け入れない。

147.98 を参照。

147.108 受け入れない。

147.98 を参照。

147.109 受け入れない。

147.98 を参照。

147.110 受け入れない。

147.98 を参照。

147.111 受け入れない。

147.98 を参照。

147.112 受け入れない。

147.7 を参照。

147.113 受け入れない。

147.93 を参照。

147.114 フォローアップすることに同意する。

147.115 フォローアップすることに同意する。

147.116

我が国では、迅速かつ厳格な司法審査を経て被疑者の身柄拘束が行われている。

我が国の立場はUPR作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりであり（パラ14及び104）、現状においては、見直しをする必要はないと考えている。

147.117

147.116 を参照。

147.118

我が国の立場は、政府報告書第4部1（2）、UPR作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログ（パラ13）及び本補遺147.44及び147.116で述べら

れたとおりである。

147.119

147.44 及び 147.116 を参照。

147.120

147.116 を参照。

147.121

死刑確定者を含め、被収容者の外部交通については国内法で詳細に規定されており、今後
も適切な運用に努める。

147.122

我が国の立場は、UPR作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述
べたとおりである（パラ100及び101）。

147.123

a. 我が国の死刑制度は、我が国が締結した条約上保障することが求められている権利を保
障したものであると考えている。

b. 我が国の立場は、UPR作業部会報告書に記録されているインタラクティブ・ダイアロ
グで述べたとおりである（パラ32及び69）。

147.124

147.123 を参照。

147.125

147.123 を参照。

147.126 フォローアップすることに同意する。

147.127 フォローアップすることに同意する。

147.128 フォローアップすることに同意する。

147.129 フォローアップすることに同意する。

147. 130 フォローアップすることに同意する。

147. 131 フォローアップすることに同意する。

147. 132 フォローアップすることに同意する。

我が国は人権理事会の特別手続きに関する恒常的な招待を表明している。

147. 133 フォローアップすることに同意する。

147. 134 フォローアップすることに同意する。

147. 135 フォローアップすることに同意する。

147. 136 フォローアップすることに同意する。

147. 137 フォローアップすることに同意する。

147. 138 フォローアップすることに同意する。

147. 139 フォローアップすることに同意する。

147. 140 フォローアップすることに同意する。

147. 141 フォローアップすることに同意する。

147. 142 フォローアップすることに同意する。

147. 143

我が国においては有罪の判決を受けた被告人には上訴権が保障されており、裁判が確定するまでは死刑が執行されることはない。

147. 144

a. 我が国の立場は、UPR作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである（パラ99）。

b. 死刑確定者本人に対する死刑執行の告知は、執行の当日、執行に先立ち行うこととしている。これは、本人に当日より前に告知した場合には、その心情の安定を害することが懸

念されるとともに、かえって過大な苦痛を与えることにもなりかねないと考えられること等によるものであり、現在の取扱いはやむを得ないものと考えている。

147.145 受け入れない。

日本政府の認識は、我が国は、先の大戦に至る一時期、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた、というものである。これまで、日本政府は、こうした歴史の事実を謙虚に受け止め、改めて痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明するとともに、先の大戦における内外のすべての犠牲者に謹んで哀悼の意を表してきた。

日本政府としては、慰安婦問題についても、筆舌に尽くしがたいつらい思いをされた方々のことを思い、非常に心を痛めている。

また、日本政府としては、この問題を政治問題、外交問題化させるべきではないと考えている。

1995年、日本政府は、既に高齢になられた元慰安婦の方々の現実的な救済を図るため、国民と政府が協力して設立した「女性のためのアジア平和国民基金」(アジア女性基金)により対応することが適切であると判断し、その後政府として、元慰安婦の方々への医療・福祉支援事業や「償い金」の支給等の基金の事業に対して最大限の協力を行ってきた。日本政府としては、今後とも最大限努力していく考えであり、同基金のフォローアップを行ってきているところ。

なお、先の大戦に関する賠償、財産及び請求権の問題については、サンフランシスコ条約や二国間条約等の当事国との間においては、法的に解決されている。

147.146 受け入れない。

147.145 を参照。

147.147 受け入れない。

147.145 を参照。

147.148 受け入れない。

147.145 を参照。

147.149 フォローアップすることに同意する。

147.150 フォローアップすることに同意する。

147.151 フォローアップすることに同意する。

147.152 フォローアップすることに同意する。

147.153 フォローアップすることに同意する。

147.154 フォローアップすることに同意する。

147.155 フォローアップすることに同意する。

a. 日本政府は、福島県民、特に子どもの中長期的な健康管理を可能とするため、福島県が創設した「原子力被災者・子ども健康基金」に782億円の交付金を拠出する等、福島県に対し財政的・技術的な支援を行っている。政府としては、科学的合理性及び倫理性を踏まえて引き続き住民の健康管理を適切に行ってまいりたい。

b. 日本は、健康の権利特別報告者の訪日を支援し、同報告者は、訪日中、被災者、避難者、及び市民団体との面会を行った。

147.156 フォローアップすることに同意する。

147.157 部分的にフォローアップすることに同意する。

給付型奨学金の創設については、財源等の問題もあり、慎重な検討を必要とする。

147.158

a. 我が国の立場は、UPR作業部会報告書に記録されたインタラクティブ・ダイアログで述べたとおりである（パラ62）。

b. 教育課程の基準として定めている学習指導要領においては、「様々な資料を活用して歴史的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる」と規定されており、各学校においてはこれらを踏まえ、歴史的事象を一面的にとらえるのではなく、様々な角度から考察し公正に判断することができるよう、指導が行われている。

147.159

147.158 を参照。

147.160 フォローアップすることに同意する。

147.161 フォローアップすることに同意する。

147.162 フォローアップすることに同意する。

147.163 フォローアップすることに同意する。

147.164 フォローアップすることに同意する。

147.165 フォローアップすることに同意する。

147.166 フォローアップすることに同意する。

147.167 フォローアップすることに同意する。

外国人の入国に関する規制については国家の主権にかかわるものであるところ、我が国の産業や国民生活、治安等に与える影響等に十分に留意しつつ、外国人の受入れ環境等の整備のための他の行政分野における施策と連携し検討を行っている。

147.168 フォローアップすることに同意する。

我が国は、発展の権利は個人の権利であると認識している。

147.169 フォローアップすることに同意する。

我が国は、既に取り組んでいる勧告を含めフォローアップすることに同意した勧告について、フォローアップしていく。

147.170 フォローアップすることに同意する。

我が国は、予算の使途に我が国の政策を反映させることを重視しており、OHCHRの拠出金についても同様としている。

147.171 フォローアップすることに同意する。

147.172 フォローアップすることに同意する。

147.173 フォローアップすることに同意する。

147.174 フォローアップすることに同意する。